

山梨県公報

第七百九十六号

平成十九年

十月一日

月 曜 日

六四・九九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 甲州市を考える会

2 代表者の氏名 原 国男

3 主たる事務所の所在地 甲州市勝沼町等々力千二百四十四番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、甲州市を中心とする地域に生活する人々のための、明るいまちづくり事業を行うもので、地方の時代の到来した今、行政に対し積極的に政策や施策への提言等を行うと共に、まちづくりの主体である市民と行政とがそれぞれの責任と役割を認識し協力し合う、市民と行政との協働による、まちづくり事業等を実施し、すばらしい環境の中で心豊かに健康で安心して暮らすことのできる、地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年九月十二日から同年十一月十一日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十九年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

目 次

建築基準法に基づく道路位置指定……………六九五

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六九五

国土調査の成果の認証……………六九五

開発行為に関する工事の完了について……………六九六

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六九六

公安委員会……………六九六

落札者等の決定について……………六九六

告 示

山梨県告示第三百四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の位置

南アルプス市百々字堰間 二八八番六・二八八番九・二八九番九・二八九番二・二八九番一四

二 道路の幅員

最大六・一〇メートル 最小六・〇メートル

三 道路の延長

身延町及び南部町
二 調査を行った時期

身延町 平成十五年十月一日から平成十六年三月二十二日まで
南部町 平成十六年十月十八日から平成十七年三月十四日まで

三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
四 調査を行った地域

身延町大字大野の一部地区
南部町大字福土の一部地区

五 認証年月日
平成十九年九月十日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十九年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
上野原市上野原字稲荷原一八三三の一〇、一八一三の二一、一八一三の二二、一八一三の一四、一八一三の三三、一八一三の三五、一八三四の三及び一八三五の三並びに押出し一八四〇の一〇、一八四二の二、一八四二の三、一八四二の四、一八四二の五、一八四二の七、一八四二の九、一八四二の一〇、一八四二の一、一八四二の一四、一八四二の一五、一八四二の一六、一八四二の一九、一八四二の二二、一八四二の二三、一八四二の二八、一八四二の二九、一八四二の三一、一八四二の三二の二部一八五四の三及び一八六二の三並びに内城一九二九の二、一九二九の三及び一九三八の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 株式会社オギノ 取締役社長 荻野寛一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十九年十月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市八代町北字稲子田二八二六の一、二八四一の六の一部、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七の一、二八四八、二八五〇の一、二八五〇の四、二八五三、二八五四の一部、二八五四の二、二八七六、二八七六の二、二八七六の三、二八九一の一、二八九四の一、二八九五の一、二八九五の二、二八九六及び二八九六の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県甲府市相生一丁目十六番十七号 宮入謙一

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十九年十月一日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
IC 運転免許証追記装置 十六組

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本交通部運転免許課 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地

三 落札者を決定した日
平成十九年九月十三日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

四千六百一十一万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十九年八月二日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番